

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START)

Program for Creating STart-ups from Advanced Research and Technology

令和 5 年度 プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 公募要領

公募期間

締切 令和 5 年 5 月 10 日（水）正午



産学連携展開部 START 事業グループ

令和 5 年 2 月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、令和 5 年度予算成立前に始めるものです。予算成立状況等に応じて、スケジュール・採択機関数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 公募概要

(1) 全体概要

プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援（以下、「本事業」という。）では、優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業やプロジェクト推進型 起業実証支援（以下、「起業実証支援」という。）への申請に繋げることにより、大学等の研究成果の社会還元加速を支援します。

本事業では、研究代表者と事業化プロデューサー(ビジネスモデル仮説の立案や検証活動を中心に行う者)等が、事業化に向けて起業ノウハウ等の学習、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等の準備、想定顧客訪問等を実施します。

(2) 研究開発期間：8 ヶ月程度（令和 5 年度末まで）

(3) 研究開発費（直接経費）：上限 500 万円

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	8
1.1 大学発新産業創出プログラム（START）について	8
1.1.1 START の目的	8
1.1.2 事業の構成	9
1.1.3 本事業の管理・運営	10
1.1.4 本事業およびプロジェクト推進型が目指す姿	11
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	12
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	12
1.2.2 ダイバーシティの推進について	13
1.2.3 公正な研究活動を目指して	15
第 2 章 公募・選考	16
2.1 本事業の概要	16
2.2 公募期間・選考スケジュール	16
2.3 本事業の進め方、活動の流れ	16
2.3.1 全体の流れ	16
2.3.2 採択後の活動の流れ	19
2.4 研究期間	20
2.5 研究費（上限額）	20
2.6 採択予定課題数	20
2.7 応募要件	20
2.7.1 応募者の要件	20
2.7.2 研究体制の要件	21
2.7.3 その他の要件	22
2.8 応募方法	22
2.8.1 申請	22
2.8.2 申請書一覧	22
2.9 選考方法	23
2.9.1 選考の流れ	23

2.9.2 利益相反マネジメントの実施.....	23
2.10 選考の観点	25
2.11 重複実施の制限について	26
第 3 章 採択後の研究推進等について.....	30
3.1 研究計画の作成.....	30
3.2 委託研究契約	30
3.3 研究開発費	30
3.3.1 研究開発費（直接経費）	30
3.3.2 間接経費.....	33
3.4 評価.....	33
3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、事業化プロデューサー、研究開発参加者の責務等	33
3.6 研究機関の責務等.....	35
3.7 その他留意事項.....	37
3.7.1 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合	37
3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応.....	37
3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項	38
3.7.4 審査方法、結果通知等	40
3.7.5 出産・子育て・介護支援制度.....	40
3.7.6 JREC-IN Portal のご利用について	41
3.7.7 スタートアップ・エコシステム拠点都市について	41
3.7.8 高エネルギー加速器研究機構との連携について	41
3.7.9 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	42
第 4 章 応募に際しての注意事項	43
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	43
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	44
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保..	47
4.4 不正使用及び不正受給への対応	48
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	50
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	50

4.7 繰越について	50
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	50
4.9 費目間流用について	51
4.10 年度末までの研究期間の確保について	51
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	52
4.12 研究設備・機器の共用促進について	52
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	53
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	55
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	55
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	56
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	56
4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	57
4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	59
4.20 社会との対話・協働の推進について	59
4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	60
4.22 NBDC からのデータ公開について	61
4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について	61
4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	62
4.25 競争的研究費改革について	63
4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	63
4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	64
4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	68
4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	68
4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	69
4.31 研究者情報の researchmap への登録について	69
4.32 JST からの特許出願について	69

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 70

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	70
5.2 e-Rad を利用した応募方法	70
5.3 その他	75
5.4 具体的な操作方法と注意事項	76

第 6 章 Q&A	86
ビジネスモデル検証支援 申請書様式	92

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 大学発新産業創出プログラム（START）について

1.1.1 START の目的

今日、日本の科学技術イノベーションの創出に資する大学等（※1）の研究成果を既存市場へ展開する事業化については、その多くが事業会社等の取組により図られています。一方、既存企業等の多くはコアビジネスに関連する技術の事業化を主とするため、リスクの高い新規マーケットへの事業展開・新産業創出については、十分に行われていないのが現状です。革新的技術による新規マーケットへの事業展開・新産業の創出を考えるにあたり、大学等発ベンチャーの役割は重要です。大学等発ベンチャーは既存企業ではリスクの取れない技術を活用するため、イノベーションの担い手として期待されています。しかしながら、大学等発ベンチャーが担う技術はアーリーステージゆえにリスクが高く、実用化されるまでに長い時間を要するため、大学等発ベンチャーに対する投資は敬遠される傾向にあります。

このような現状を踏まえ、「大学発新産業創出プログラム（START）」（以下、「START」という。）は、大きく成長する大学等発ベンチャー（※2）の創出を目的とします。ビジネスモデル検証支援では、研究者と事業化プロデューサー等が事業化支援ノウハウを持つアクセラレーターによる研修やメンタリングで起業に有益な知識を実践的に学習し、試作品やデータ（実験結果、計算結果）等について想定顧客等の評価を受け、その結果や社会ニーズを研究開発にフィードバックさせることによって想定ビジネスモデル仮説を現実化、高度化させ、顧客ニーズや市場を見据えた事業の創出を目指します。

なお、本事業は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度一覧の事業名に該当します。

※1 大学等：

本事業においては国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等を指します。企業価値の高い大学等発ベンチャーの設立支援を目的としているため、企業等は含まれません。

※2 大学等発ベンチャー：

本事業では、大学等の教職員が職務として開発・発明した技術シーズを基に起業するベンチャーとしています。

1.1.2 事業の構成

START は、主に研究者個人を支援するプロジェクト推進型と、主に複数大学等から形成されるプラットフォームを支援する大学・エコシステム推進型からなり、さらにプロジェクト推進型は「事業プロモーター支援」「起業実証支援」「ビジネスモデル検証支援」「SBIR フェーズ 1 支援」の 4 つの支援タイプによって構成されています。プロジェクト推進型の各支援タイプの概要は以下のとおりです。

プロジェクト推進型

① 事業プロモーター支援

事業プロモーター（※3）が行う技術シーズの発掘やハンズオン支援（※4）等の活動（以下、「事業プロモーター活動」という。）を JST が支援します。

※3 事業プロモーター：

大学等の研究成果に関して、効果的・効率的に研究開発及び事業化支援を実施しうるノウハウを持った人材

※4 ハンズオン支援：

事業を実施する上で必要なあらゆる課題について、各種アドバイス、コンサルティングを行うとともに、起業家・技術者のリクルーティング、関係先への働きかけ等、きめ細かなサポートを積極的に実施し、付加価値を高めることを目指した支援

② 起業実証支援

大学等にて、事業プロモーターのマネジメントのもと、市場や出口を見据えて事業化を目指した研究開発（※5）プロジェクトを JST が支援します。

事業化に必要な研究開発に関わる活動に公的資金を提供し、プロジェクト終了時を目途に民間資金を活用しながら大きく成長するベンチャー企業（※6）の創出を目指します。

※5 事業化を目指した研究開発：

学術的関心等ではなく、社会還元のため事業化を目指した研究開発を支援対象とします。実用化の範疇ではなく、事業化（商品の売上が計上されて顧客とのビジネスが成立）を支援終了

後に実現するための研究開発となります。

※6 ベンチャー企業：

一般的に新しい技術やビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指す新興企業とされています。

③ ビジネスモデル検証支援（本事業）

大学等の優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証を行うプロジェクトを JST が支援します。起業や起業実証支援への申請に繋げるなど、大学等の技術シーズの社会還元を加速させることを目指します。

④ SBIR フェーズ 1 支援

各府省などから社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対して、「起業」もしくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転」を目指す研究者が、自らの技術シーズを基に実用化に向けた概念検証や実現可能性調査を実施します。

1.1.3 本事業の管理・運営

- ア) JST は、競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を定めます。
- イ) PD は、本プログラム全体の方針や運営等を統括します。
- ウ) PO は、外部有識者等で構成される「ビジネスモデル検証支援委員会」（以下、「委員会」という。）の委員長となり、本事業の運営の他、本公募の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価の取りまとめを行います。
- エ) JST は、PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、ビジネスモデル検証活動の実施者に対し、ビジネスモデル検証を実施する上で必要な協力ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。
- オ) JST は、ビジネスモデル検証活動終了時には完了報告書の提出を求めます。なお委託契約に基づく各種報告書も提出していただきます。研究開発終了の半年後頃をめぐり事後評価を行います。さらに、研究開発終了後、翌々年度の 11 月頃をめぐり、事業化への取り組み状況

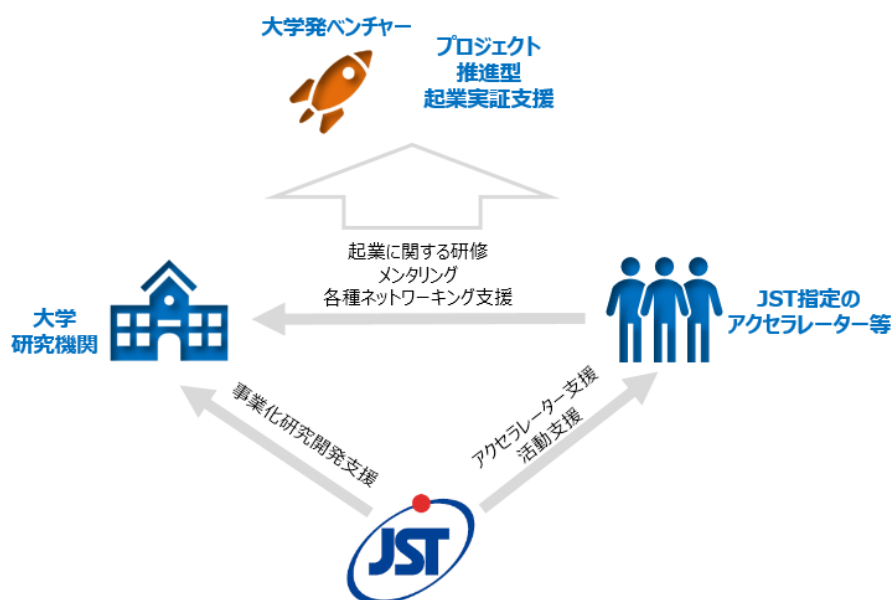
について追跡調査を行います。追跡調査には、プロジェクトの成果をもとに起業したベンチャーにも協力していただきます。

1.1.4 本事業およびプロジェクト推進型が目指す姿

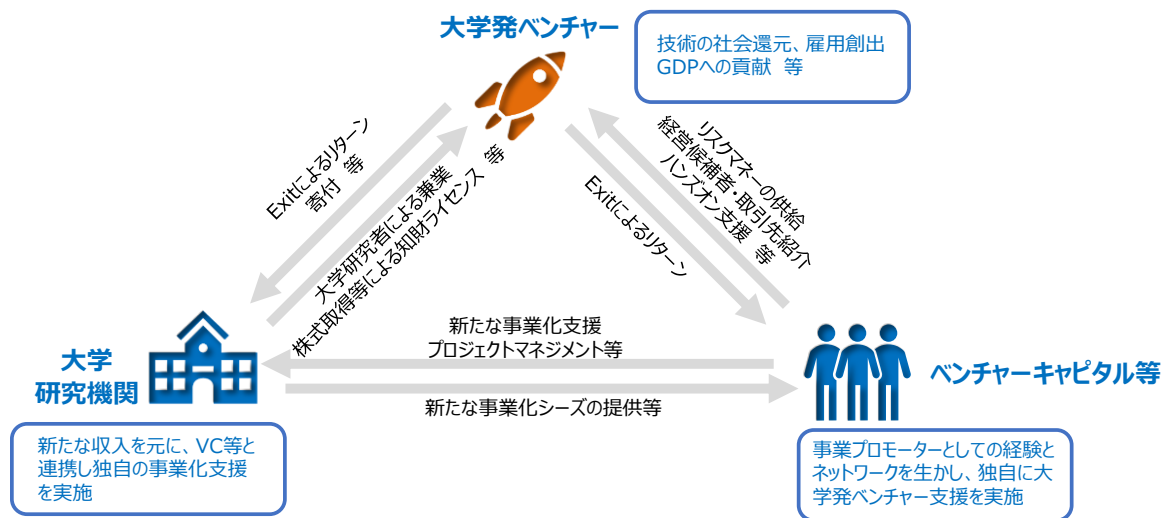
本事業およびプロジェクト推進型では、大学等の研究成果の社会還元を推奨するため、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連携して持続的な仕組みとしての大学等発ベンチャーの創出・成長に向けたエコシステムの構築を目指しています。

- ・ 大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す
- ・ 既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する
- ・ JST が指定するアクセラレーターの研修やメンタリングにより、事業化に向けた活動に真剣に取り組む
- ・ Demo Day で、事業プロモーターを含めた参加者に研究開発成果とビジネスモデル検証成果を発表し、事業実現への第一歩を踏み出す
- ・ シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、大学等の技術シーズと事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する

<目指すエコシステム（本事業の支援段階）>



＜プロジェクト推進型を目指すエコシステム＞



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献

していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第2章 公募・選考

2.1 本事業の概要

本事業では、研究代表者（※1）と事業化プロデューサー（※2）等が、事業化支援ノウハウを持つアクセラレーター等による研修やメンタリングで起業に有益な知識を実践的に学習します。あわせて自らの技術シーズを基に実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等を準備し、想定顧客等の評価を受け、その結果や社会ニーズを研究開発にフィードバックさせることで想定ビジネスモデル仮説を現実化、高度化させます。このようなビジネスモデルのブラッシュアップを繰り返すことで、ベンチャーに必要な実践的能力の向上やネットワーク形成を図り、次の事業化ステージにつなげていきます。

※1 研究代表者：

申請書の提案時に日本国内の大学等に所属し、本事業の実施期間中、事業化プロデューサーと協業し、事業化に向けた研究開発およびビジネスモデル仮説の立案と検証活動を行う者。

※2 事業化プロデューサー：

研究代表者の技術を基にした起業のための活動展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証等の活動を中心的に行う者。学内外を問わず、研究代表者と協働して活動を行える者。

2.2 公募期間・選考スケジュール

締切：令和5年5月10日（水）正午

審査（予定）：令和5年6月頃 ※申請書を委員会で評価し、JSTが採択を決定します。

プロジェクト開始（予定）：令和5年8月頃

2.3 本事業の進め方、活動の流れ

2.3.1 全体の流れ

(1) 申請（締切：令和5年5月10日（水）正午、e-Radによる提出）
・研究代表者は申請書を作成し、e-Radにより申請します。 ※同一の研究代表者が、本事業へ複数課題を申請することはできません。



(2) 選考、採択課題の決定

- ・委員会が、「2.10 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。必要に応じて外部専門家による書類査読を行い、委員会は外部専門家の査読結果を審査の参考にします。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。
- ・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・全申請者に JST から採否を通知します。
- ・本事業と重複実施制限がある事業に申請している場合は、本事業の採択通知等を行う際に、本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか確認させていただきます。重複実施の制限に関する詳細は、「2.11 重複実施の制限について」を参照してください。
- ・採択課題について、研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST の HP 等へ掲載します。



(3) 研究開発計画書の作成

- ・研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。



(4) 契約

- ・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

詳しくは、「4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

詳しくは、「4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



(5) 活動開始

- ・採択後、活動費等が大学等に措置され、JST 指定のアクセラレーター等（※3）による研修の受講やメンタリング等を受けつつ、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備し、顧客候補へのヒアリング等を行い、ビジネスモデル仮説の検証を進めます。
- ・集合研修の場合は、技術シーズや検討を進めているビジネスモデルについてプレゼンテーションを行う機会が設けられます。参加者が互いに聴講することになりますので、特許出願していない技術情報等、機密情報を発表内容に含めないようにご注意ください。



(6) Demo Day（※4）

- ・ブラッシュアップしたビジネスモデルを、事業プロモーター支援の事業プロモーター等に発表し、起業や次年度以降の起業実証支援への申請検討など、技術シーズの社会還元に向けた次の段階へと促進を図ります。
- ・Demo Day には、事業プロモーターの他、ベンチャーキャピタリスト等を含めて幅広い業種の方々が参加することもあります。

※この“Demo Day”は競争的研究費制度における研究開発評価ではありません。本事業における事後評価は別途実施します。



(7) 活動終了

- ・研究代表者は完了報告書を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関（以下、「研究開発受託機関」という。）は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は、事後評価、追跡調査等を実施します。追跡調査には、本事業を通じて設立されたベンチャー企業にもご協力いただきます。

※3 JST 指定のアクセラレーター等：

本事業に関する研修やメンタリング、Demo Day 等の企画や運営業務を JST が委託する機関。

※4 Demo Day :

事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）。

2.3.2 採択後の活動の流れ

採択決定後の主要なスケジュール予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。

各集合研修では、学習した起業に関するスキームを各採択チームのビジネスモデル仮説に適用する宿題を毎回出し、その内容について次回の集合研修で発表等を行っていただきます。

研究代表者、事業化プロデューサーは、原則として下表の全項目に参加していただきます。

項目	日程 (予定であり、変更される場合があります)	形式(※)
メンタリング	月2回程度(各1時間程度) ※集合研修①終了後からDemo Dayまでの期間(希望があれば令和6年2月末まで実施可能)、1チームあたり合計10回程度。	オンライン開催または実地開催 ※チーム毎に担当メンターと調整。
集合研修①	令和5年9月2日(土) 13:00~16:30	実地開催 (会場: JST 別館 1 階ホール)
集合研修②	9月16日(土) 9:30~13:00	オンライン開催
集合研修③	9月30日(土) 9:30~13:00	
集合研修④	10月21日(土) 13:00~16:30	ハイブリット開催 (会場: JST 別館 1 階ホール)
集合研修⑤	11月18日(土) 9:30~13:00	オンライン開催
集合研修⑥	12月9日(土) 9:30~13:00	
ピッチ講習会	令和6年1月6日(土) 終日	オンライン開催
Demo Day	2月3日(土) 午後	ハイブリット開催 (会場: 未定)

※集合研修①は、原則全チーム実地参加とする。集合研修②③⑤⑥/ピッチ講習会は、ウェブ会議システム等を活用したオンライン開催とする。集合研修④は、実地またはオンラインで受講可能なハイブリット形式(受講方法は任意)とする。

(参考：令和2年度の集合研修内容)

集合研修① 10/7 (水) 09:30-13:00 検証すべき仮説の明確化と仮説検証の方法

集合研修② 10/10 (土) 10:00-13:00 MVP 設計と仮説検証の練習

集合研修③ 11/7 (土) 10:00-13:00 ビジョン・内発的動機・チームアップ/
ビジネスモデルの検討と構築

集合研修④ 11/11 (水) 10:00-13:00 ピボットの考え方・ピッチのスキル

集合研修⑤ 12/8 (火) 10:00-13:00 事業計画書講座/VC との付き合い方

集合研修⑥ 12/12 (土) 09:30-13:00 資本政策の考え方/ピッチの練習

2.4 研究期間

研究開発期間：8ヶ月程度（令和5年度末まで）

2.5 研究費（上限額）

研究開発費（直接経費）：上限 500 万円

※本制度の趣旨から、主として、第4四半期の Demo Day の発表に向けて必要な経費を支出可能な対象と想定しています。そのため、この方針に沿った研究開発費の執行計画を策定してください。

※間接経費（原則、直接経費の 30%）を別途措置します。

2.6 採択予定課題数

8 件程度

2.7 応募要件

2.7.1 応募者の要件

以下のア)～キ)を全て満たしていることが要件となります。

ア) 応募時点において、研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。

イ) 研究代表者、及び主たる共同研究開発者（必要な場合）は、国内の大学等の研究機関に所属し

て、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること(研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能)。

本事業で対象とする大学等の研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等となります。

ウ) 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。

エ) 技術シーズは、ビジネスモデル検証や顧客ヒアリング等が可能な科学技術であること。

オ) 集合研修の内容が、商品価値検証・ビジネスモデルのデザイン・収益モデルの構築・ビジネスの展開／拡張戦略・チームアップ等、起業に向けた実践的な内容であることを理解した上で、研修に参加できること。また、メンターの助言を受けて、主体的にビジネスプラン仮説構築の活動に取り組めること。

カ) 知財の形成や標準化、データの構造化等の活動を踏まえた研究開発およびビジネスプラン仮説の立案を行い、その成果を第4四半期に開催予定の Demo Day でビジネスモデルや活動成果を発表できること。

キ) 本事業および起業実証支援が目指すエコシステムの構築（「1.1.4 本事業およびプロジェクト推進型が目指す姿」）について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

2.7.2 研究体制の要件

以下のク)、ケ) をともに満たしていることが研究体制の要件となります。

ク) 研究代表者と事業化プロデューサーから構成される研究開発チームを構築できること（※5）。

但し、研究代表者が意欲をもってビジネスモデル仮説の立案および検証活動に参加できる場合は、研究代表者が事業化プロデューサーを兼ねることを認め、研究代表者単独での応募を可能とする。その際、研究代表者はエフォート（※6）を十分に確保すること。

ケ) 事業化プロデューサーが、研究代表者の技術を基にした起業のための活動展開に興味を持つ者であり、研究代表者と協働して活動できること。また、ビジネスモデル仮説の立案および検証等の活動に主体的に意欲を持って取り組む者であること。学生が事業化プロデューサーになることも可能。

※5 本事業での活動を進めていく中で、チーム力の向上に適したメンバーの追加等、チーム体制の変更を随時図って頂くことも可能です。

※6 エフォート：

研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％）。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

2.7.3 その他の要件

以下のコ) を満たしていることがその他の要件となります。

コ) 技術シーズについて、本事業の支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Radで行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の申請書様式のアップロードの2つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

2.8.2 申請書一覧

申請書様式は本事業のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) でダウンロードできます。

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：予算計画 (excel ファイル)
- ③申請様式 3：申請書補足説明資料 (ppt ファイル)

※①～③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 30MB 以下としてください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。(下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご確認ください)

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	20MB	参照 クリア 削除	

行の追加

選択行の削除

アップロード

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

「[2.3.1 全体の流れ](#)」を参照してください。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究代表者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 研究代表者等と親族関係にある者。
- b. 研究代表者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究代表者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等を行い、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究代表者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究代表者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合や、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする場合、申請様式 1 の「11. 利益相反マネジメントに関する検討」にて「研究代表者に関係する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥

当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

出資公表日については以下ウェブページよりご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点

本公募の選考にあたっては、選考の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1) 技術シーズ

- ・独創性、新規性を有しているか。
- ・技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無い。

(2) ビジネスモデル仮説、及び、ビジネスモデル仮説の検証活動

- ・ビジネスモデル仮説が検討できているか。
- ・顧客候補への検証活動で明らかにしたいビジネス仮説が明確に設定できているか。
- ・活動スケジュールが妥当か。
- ・ビジネスモデルの実現性や成長性が期待できるか。

(3) 活動の推進体制、参加者

- ・活動に向けて適切な体制となっているか。
- ・ベンチャー起業に対する熱意を有しているか。

(4) 利益相反、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

- ・活動に参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理され、マネジメント方策を構築しているか。

2.11 重複実施の制限について

同一の研究代表者は以下のうち2つ以上の事業を同時に実施することはできません。申請段階での制限はありませんが、複数の事業に申請した場合は採択が決定した段階で本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか選択していただきます。また、同一の研究代表者が、同一の事業へ複数課題を申請することはできません。

<対象事業>

○起業を目指す取組を支援する事業

- ・起業実証支援
- ・ビジネスモデル検証支援（本事業）
- ・SBIR フェーズ1 支援
- ・大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題
- ・大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題
- ・大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業（※7）

○技術移転を目指す取組を支援する事業（※8）

- ・SBIR フェーズ1 支援
- ・大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業（※7）

※7 大学発新産業創出基金事業（予定）内には、起業を目指す取組のみ支援する事業、起業を目指す取組と技術移転を目指す取組の両方を支援する事業など、種類の異なる複数の事業があることを想定しています。

※8 SBIR フェーズ1 支援及び大学発新産業創出基金事業（予定）において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象事業のうち起業を目指す他事業と2件同

時に実施することが可能です（同一の事業へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

<重複制限の例>

例 1：大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 A（起業）と起業実証支援（起業）

→同時実施不可（両方に申請することは可）

例 2：SBIR フェーズ 1 支援（技術移転）と大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 A（技術移転）

→同時実施不可（両方に申請することは可）

例 3：SBIR フェーズ 1 支援（技術移転）とビジネスモデル検証支援（起業）

→異なる事業への「起業を目指す取組」「技術移転を目指す取組」の申請のため、技術シーズが異なれば同時実施可

例 4：大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 A（技術移転）と大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 B（起業）

→異なる事業である事業 A と事業 B への「起業を目指す取組」「技術移転を目指す取組」の申請のため、技術シーズが異なれば同時実施可

例 5：大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 A（技術移転）と大学発新産業創出基金事業（予定）内の事業 A（起業）

→同一の A という事業への「起業を目指す場合」「技術移転を目指す場合」で複数申請するケースのため、同時申請不可

<重複実施制限の一覧表>

事業② 事業①		起業実証支援	ビジネスモデル 検証支援	SBIR フェーズ 1 支援		スタートアップ・ エコシステム形 成支援内の研 究開発課題	大学推進型 内の研究開発 課題	大学発新産業創出基金事業 (予定)※	
				起業による技 術シーズの事 業化を目指す 場合	技術移転によ る技術シーズ の事業化を目 指す場合			起業による技 術シーズの事 業化を目指す 場合	技術移転によ る技術シーズ の事業化を目 指す場合
起業実証支援		－	×	×	○	×	×	×	○
ビジネスモデル 検証支援		×	－	×	○	×	×	×	○
SBIR フェーズ 1 支 援	起業による 技術シーズ の事業化を 目指す場合	×	×	－	－	×	×	×	○
	技術移転に よる技術シ ーズの事業 化を目指す 場合	○	○	－	－	○	○	○	×
スタートアップ・エコシステム 形成支援内の 研究開発課題		×	×	×	○	－	×	×	○
大学推進型内の 研究開発課題		×	×	×	○	×	－	×	○
大学発新産 業創出基金 事業（予 定）※	起業による 技術シーズ の事業化を 目指す場合	×	×	×	○	×	×	×	○ ただし同一事 業へ複数申請 は不可
	技術移転に よる技術シ ーズの事業 化を目指す 場合	○	○	○	×	○	○	○	×

※大学発新産業創出基金事業（予定）内には複数の事業があることを想定しています。

○：同時に実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

×

※両方に申請することは可能ですが、一方の事業の採択が決定した段階で、当該事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために当該事業を辞退するか選択していただきます。

－：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発課題の研究開発期間の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者についての記載が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。

※ 計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- (a) 物品費：研究用設備（※ 1）・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用
- (b) 旅 費：研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

(c) 人件費・謝金：研究開発参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

※なお、JST では本プログラムに参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援すること
で若手研究者の育成を目指しています。

(d) その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、H P 作成費用等）、会議費、運搬費、
機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務
費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外
注する請負契約について直接経費での計上が認められています。

※研究開発参加者に含まれる事業化プロデューサー等が市場調査等を行う場合、外注費・
謝金として支出できません。研究機関で雇用し、人件費として計上してください。

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究開発目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については支出可。）
- ・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- ・ベンチャー立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるもの（原則、法人登記日前であっても支出不可）
（例）登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（PC、実験設備等）費用等
- ・合理的な説明ができないもの
（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一

部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和3年10月1日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4 評価

- (1) 委員会は、必要に応じて行われる面接等に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件（ピボットを含む）や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱い（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。
- (2) 研究開発終了時には完了報告書を提出していただきます。また、研究開発終了後の半年後頃をめぐり事後評価を行います。なお委託研究契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- (3) 研究開発終了後、翌々年度の11月頃をめぐり、JSTは事業化への取り組み状況について追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にも協力していただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業についても、資本金・資金調達状況・純資産額・従業員数等について調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、事業化プロデューサー、研究開発参加者の責務等

- (1) JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
 - a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
 - c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然

に防止 するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

（2）研究代表者（※3）

自らの技術シーズの社会還元に向け、本事業の支援で事業育成を加速することを望む者であり、本事業の活動期間中に事業育成に係る技術検証に取り組むと共に、実践的学習や仮説検証活動等を通してビジネスモデルの現実化・高度化に取り組みます。本事業の活動期間中に中心となってビジネスモデルブラッシュアップのための技術検証を行い、事業化プロデューサーと協働して活動する必要があります。

（3）事業化プロデューサー

研究代表者の技術を基にした起業のための活動展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証の活動を中心的に行う者です。本事業の全活動に主体的参加が可能で、ビジネスモデルの仮説立案および検証等の活動を中心的に行うためのエフォートを十分に確保する必要があります。また、本成果にて起業を行う際にも参画する意思、関心を有している必要があります。

（4）主たる共同研究開発者（※3）

研究代表者の所属機関Aと異なる国内の大学等の研究機関Bが研究開発費を執行する場合、JSTと研究機関B（複数機関設けることも可能）が委託契約を直接締結します。研究機関Bにおける責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関Bにおいて、事業育成に係る技術検証に取り組むと共に、実践的学習や仮説検証活動等を通してビジネスモデルの現実化・高度化を行い、研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。。本事業で研究代表者が所属する研究機関Aで大学等発ベンチャーを目指すにあたり研究機関Bによる知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発ベンチャーの障害とならないことを示せない限り、認められません。

なお、所属機関A、Bいずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委

託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が委託契約を締結し、その所属機関と共同研究開発者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです。

(5) 研究開発参加者

実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備するために必要な人材、ビジネスモデル仮説の策定や技術検証の支援に携わる人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

※3 委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_start_keiyakusho.pdf

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.26 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の

措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

研究代表者等が職務として開発・発明した知的財産権について、その知的財産権を大学等の所属機関が非承継とし、研究者個人や資金配分機関等がその権利を所有している場合、創出された大学等発ベンチャーが大きく成長したときには、技術シーズの創出等に所属機関の環境を活用していることを踏まえ、寄付等により金銭等を大学へ還元することに留意してください。

3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、

委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究に係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

○大学等における職務発明等の取扱いについて（平成28年3月31日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項

- ① JST 指定のアクセラレーターおよびメンター、JST が委嘱または招聘する有識者（以下、「JST 指定のアクセラレーター等」という。）の助言等と主体的な事業化に向けた研究開発の実施

研究開発チームは JST 指定のアクセラレーター等の指導・助言を得つつ、自ら主体的に事業化に向けての研究開発を実施するものとします。また、JST 指定のアクセラレーター等が研究開発において必要と判断した外部の専門人材や専門機関等の活用について、大学等はその方針を尊重しつつ、自らの遂行能力や利益相反の検討を踏まえて研究開発を実施するものとします。なお、大学等が既に有している産学連携部門等の組織は、JST 指定のアクセラレーター等と連携し、研究開発の支援を行うようにしてください。

- ②新産業・新規マーケット開拓への挑戦

研究開発チームは自らが発明に関わった技術シーズの事業化に関して、新産業・新規マーケット開拓に挑戦する強い意志をもって研究開発に取り組むものとします。

- ③研究開発費等の経理管理

研究開発費の執行に際しては、研究開発受託機関は、自機関の規程等を遵守することを

前提とします。研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。研究開発受託機関は支出した金額と、その内容を同契約書に記載されている計画書の費目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、経費を適切に執行するため、大学等において適切な事務体制を整備するとともに、計画的な経費管理を実施するものとします。

④実施管理

JST は直接、または JST 指定のアクセラレーター等を通して間接的に研究開発期間中に実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに、目的が達成されるよう研究開発チームに対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また研究開発受託機関は、提供を受けた研究開発費についての報告を JST に定期的又は随時提出する必要があります。

⑤取得物品の帰属

JST が支出する研究開発費により研究開発受託機関が取得した研究開発設備等の物品の所有権は、研究開発受託機関に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

⑥知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

⑦研究開発の成果等の発表

本事業の活動により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。さらに、JST から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合があります。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

⑧問題が生じた場合の対応

研究開発チームと JST 指定のアクセラレーター等との間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、JST に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく JST の決定については、原則として、尊重していただきます。

⑨その他留意事項

進捗等に関する JST や JST 指定のアクセラレーター等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が認める必要な活動を実施する必要があります。

3.7.4 審査方法、結果通知等

申請された研究開発課題の審査は非公開で行われます。

✓審査の結果については採否にかかわらず、研究代表者に通知します。

✓原則として JST から各研究開発受託機関に対して委託研究契約の申込書の提出は行いません。

3.7.5 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給

します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.6 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.7 スタートアップ・エコシステム拠点都市について

日本の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金などを生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織などによるコンソーシアムです。4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市が選定されています。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

3.7.8 高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本事業の採択プロジェクトは、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。

施設利用料：標準性能ビームライン 15,400 円/時間、高性能ビームライン 30,800 円/時間

詳しくは、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。

詳しくは、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

3.7.9 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 16 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を令和 2 年度に創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本事業を実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

○Plus One について

<https://startips.nedo.go.jp/plusone/>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

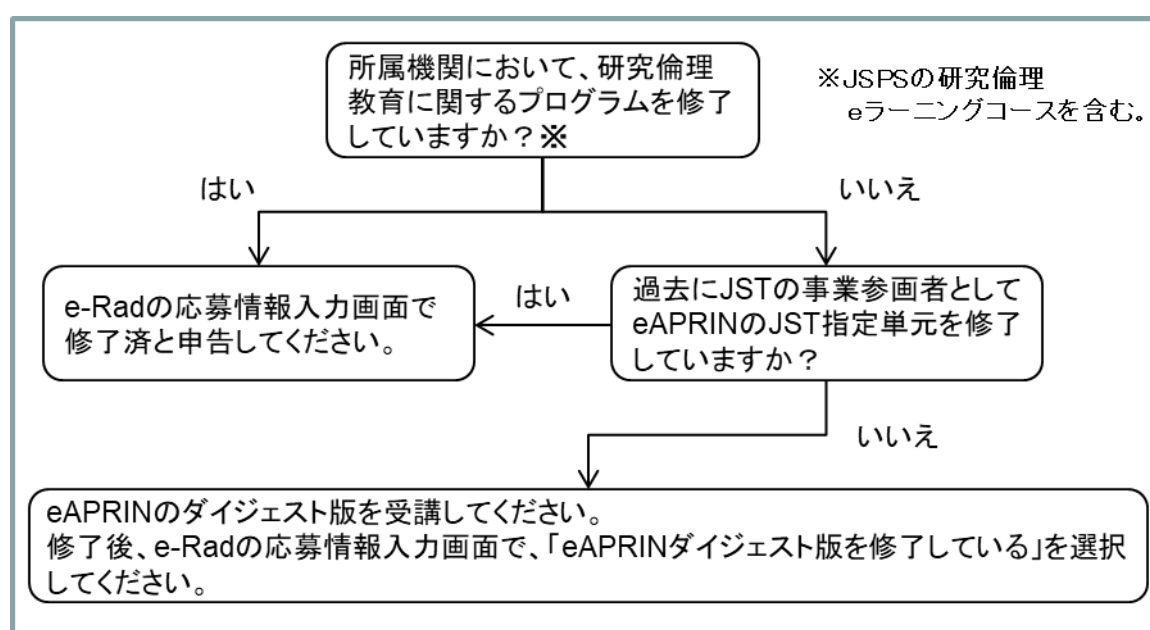
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究代表者名、課題名等を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究

費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性

が特に高い情報であると考えられる場合等) について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起
算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者
のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概
要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）につい
て、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機

関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容) について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度等（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度等」について、令和 5 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 4 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

本事業は単年度事業であり、繰越制度については該当しません。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022asteps309betsu.pdf>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和3年1月14日）

https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和3年1月14日）

https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内（直接経費総額の50%の額が100万円に満たない場合は100万円）としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2022」（令和 4 年 6 月 3 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備として

の管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2022」〔閣議決定（R4.6.3）〕

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2021.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優

秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度（※）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令

和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断していただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し

合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
(令和2年4月10日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和4年4月1日改定）

<https://www.jst.go.jp/start/file/document/kanwa.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取

組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホ

ルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST で定めたメタデータを付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「[4.22 NBDC からのデータ公開について](#)」も参照してください。

4.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、同センター (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

電話 : 03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST Supporting Business Model Development, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJST+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This research was supported by JST START Project Promotion Type (Business Model Development Support), Grant Number JPMJSTxxxx, Japan.

【和文】

本研究は、JST START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援、JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

研究支援サービスのお知らせです。「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

4.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出する必要があります。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必

要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 4 年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 5 年度版チェックリストを令和 5 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、文部科学省ウェブページを参照してください（以下のウェブページは、令和 4 年度版チェックリストに関する内容ですので、令和 5 年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストを令和 5 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブページを参照してください(以下のウェブページは、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和 5 年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。)

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
			上記以外の著者	
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページ

において公開します。

4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに、研究機関、所属研究者、研究インテグリティに係る情報の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

③研究インテグリティに係る情報の登録

以下の手順に従い、応募前に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をしてください。主たる共同研究開発者についても登録が必要となりますので、主たる共同研究開発者を登録する場合はご本人へ事前に確認してください。

※e-Rad の改修以降（2022 年 3 月 15 日以降）、登録をしていない場合は必ず行ってください。既に登録済みの方は必要ありません。研究インテグリティに関する詳細は、「[4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保](#)」を確認してください。

<操作方法>

1. e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

※e-Rad へのログイン方法は「[5.4 具体的な操作方法と注意事項](#)」を参照してください。



2. 【研究者情報の修正】画面で「所属研究機関」タブをクリックしてください。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。

基本情報 研究分野 **所属研究機関**

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

機関着任日 (機関着任処理日)	研究機関コード 研究機関名	勤務形態	雇用財源	任期の有無	主たる研究機関	変更承認	科研費応募資格	部局着任日 (部局着任処理日)	部局コード 部局名	職名 (職階)	主たる部局	連携対象
20220201	999999 9001 テ		安定的財					20220201	001	研究員・		

3. 「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で「(1) e-Rad 外の研究費」、「(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在全ての所属機関・役職」について該当があれば、【行の追加】をクリックし、記入欄に入力してください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
行の追加						選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
行の追加		選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☐ 報告している

4. 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分のチェックは必須となります。チェックマークが入っていない場合、本公募への応募ができません。

5. すべての入力が入力完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されたら、【OK】をクリックしてください。登録が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

3. (1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契 約締結有無	削除
選択してください▼	選択してください (年 月 ~ 年 月)		円▼ その他の通貨		無▼	☐

行の追加 (1)、(2)について該当があれば入力。 選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
	選択してください	☐

行の追加 選択行の削除

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

4. ☐ 報告している ※この部分のチェックは必須。

5. この内容で登録 >

質問

この内容で登録しますがよろしいですか？
OKを押下すると、登録を完了します。メール送信を選択した場合、対象者にメールが送信されます。登録前に入力内容を確認するには、キャンセルを押下して登録画面に戻ってください。

キャンセル OK

研究者情報修正完了

研究者情報を修正しました。

<入力例>

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外への入力はありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにしてください。

※「(3) 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
補助金	研究機関A シンガポール 制度 1 (2019 年 04 月 ~ 2024 年 03 月)	xx	100,000,000 円	10	無	☐
助成金	研究機関B インド 制度 2 (2017 年 10 月 ~ 2027 年 09 月)	△△	100,000,000 円	10	無	☐
共同研究費	選択してください (年 月 ~ 年 月)		円	10	有	☐

行の追加 選択行の削除

(2) (兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
〇〇大学 名誉教授	日本	☐

行の追加 選択行の削除

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☒ 報告している

(2) e-Rad での応募申請

- 研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 産学連携展開部 START 事業グループまで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<応募のステータスの確認方法>

- 提出済の課題－課題一覧を選択し、「応募/採択課題一覧」画面を表示し、検索してください。(クイックメニュー「提出済の研究課題の管理」からも同画面に移ります。)



2. 検索結果から本公募についての申請の種類（ステータス）を確認してください。正常に提出されていれば、ステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」と表示されます。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案書 ダウンロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募 中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ	↓

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

- ② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

- (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に

関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : start-score@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570 057-060 (ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・事前に研究者登録、研究インテグリティに係る情報の登録が必要です。詳細は「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録をご参照ください。
- ・e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

- ・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

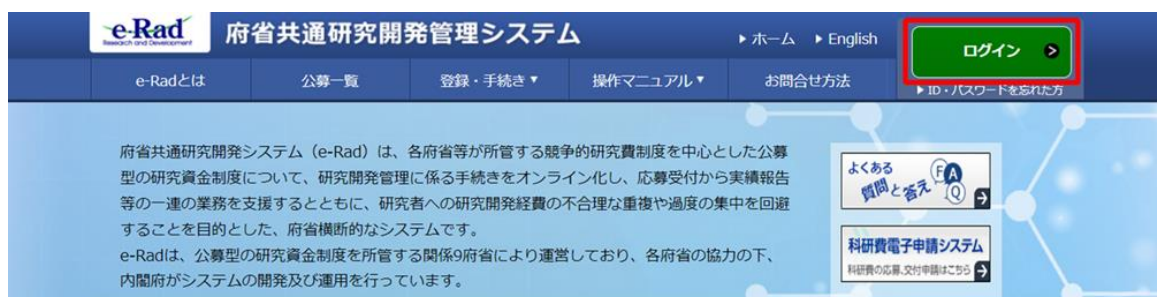
■ 応募情報の入力

- * 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- * 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているかご確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

<https://www.e-rad.go.jp/>

右側の「ログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



【公募中の公募一覧】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に START と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から

「START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 2023」の
「応募する」ボタンをクリック

The screenshot shows the '公募中の公募一覧' (List of Publicly Available Publicity) page. The search condition 'START' is entered in the search box, and the '検索' (Search) button is highlighted with a red box. The page also shows a '検索条件' (Search Conditions) section with a '検索項目/検索文字列' (Search Item/Search Text) field and a '表示件数' (Number of Items to Display) dropdown set to '100件'.

【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。

The screenshot shows the '応募に当たっての注意事項' (Terms and Conditions for Application) page. The page contains a table of application conditions and a '承諾して応募する' (Accept and Apply) button highlighted with a red box. The table lists application conditions for '公募単位' (Publicity Unit) and '研究機関' (Research Institution). The '承諾して応募する' button is located at the bottom right of the page.

【応募（新規登録）】画面

- ・課題 ID：自動採番
- ・研究開発課題名：「申請様式 1」の「1. 課題名」を転記

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

提出する応募提案書ファイル（PDF）は「応募内容提案書のプレビュー」ボタンから参照・取得できます。提出後に応募提案書ファイル（PDF）を参照・取得したい場合は、メニュー「提出済の課題＞課題一覧」から対象の応募を選択してください。

公募年度／公募名 | 2023年度 / START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 2023

課題ID／研究開発課題名 | 必須 | 100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する ? | 必須 | ☐ 公開する ☒ 公開しない

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

基本情報

・「基本情報」タブ：

研究期間（西暦）：開始 2023、終了 2023

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：記入不要

研究目的：「申請様式 1」の「1. 課題名」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

研究概要：「申請様式 1」の「2. 本事業での活動概要」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦)

必須

研究分野(主)

必須

キーワード

必須

最短研究期間：1年 最長研究期間：1年

(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究の内容を検索

クリア

キーワード

削除

行の追加

選択行の削除

研究分野(副)を設定する

▼ 任意項目を表示

研究目的

1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

「申請様式1」の「1. 課題名」を転記。

あと1000文字

名称	形式	サイズ	ファイル名	
研究目的ファイル	[PDF (PDF)]	10MB		参照 クリア 削除

アップロード

研究概要

1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)

「申請様式1」の「2. 本事業での活動概要」を転記。

あと1000文字

名称	形式	サイズ	ファイル名	
研究概要ファイル	[PDF (PDF)]	10MB		参照 クリア 削除

アップロード

〔重要〕申請書類のアップロード

申請様式1～3をPDF形式で1つのファイルに結合し、下図のe-Rad申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名		削除
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	30MB		参照	クリア 削除

行の追加

選択行の削除

アップロード

80

・「研究経費・研究組織」タブ：

「研究経費」

「申請様式 2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	5,000,000 円	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

大項目	2023年度	合計
直接経費 必須	,000 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%以内) 必須	,000 円	0 円
合計	0 円	0 円

研究組織

「研究組織」

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）について以下の情報を登録してください。研究担当者以外の研究開発参加者の登録は不要です。

専門分野：適切な内容を記載

学位：適切な内容を記載

役割分担：適切な内容を記載

直接経費、間接経費(千円)：適切な内容を記載

エフォート(%)：本事業でのエフォートを入力

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

研究者を検索

研究者番号
生年月日
氏名（年齢）

代表者

研究機関
部局
職/職階

必須

専門分野
学位・取得年月
日・大学
役割分担

必須

直接経費
間接経費

必須

エフ
ォ
ー
ト
（%）

必須

閲覧・
編集権限

削除

移動

選択行の削除

行の追加

選択行の削除

・「個別項目」タブ：

各項目に回答してください。

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

所属区分

必須

☐ 国大
☐ 公大
☐ 私大
☐ 独法・国研
☐ 高専
☐ その他

所属機関

必須

所属部署

必須

役職

必須

連絡先区分

必須

☐ 勤務先
☐ 自宅
☐ その他

連絡先郵便番号（半角英数字）

必須

E-mailアドレス（半角英数字）

必須

（確認）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。

必須

☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。

82

・「応募・受入状況」タブ：

このタブでは作業不要ですが、「研究経費・研究組織」タブで登録した参加者の応募状況・採択状況が表示されますので、内容を確認してください。「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力はありません。

※この画面では、「(3) e-Rad 外の研究費の入力」や「誓約状況」のチェックボックスの操作はできません。チェックがない場合は、「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録、③研究インテグリティに係る情報の入力を確認し、研究インテグリティに係る情報を登録してください。応募（新規登録）とは別の操作となるため、画面下部の「一時保存」をクリックして応募内容の一時保存をした後、研究インテグリティにかかる情報の操作を行ってください。

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

応募・受入状況

研究者氏名

テスト 研究者イチサン

本応募での役割

研究代表者

(1)事業実施中の研究費、応募中の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
【本応募研究課題】 国立研究開発法人科学 技術振興機構 プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 (年度～年度)	START プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 2022 (テスト 研究者イチサン)	研究代表 者	0 円 (0 円)		(総額 0 円)
国立研究開発法人科学 技術振興機構 ムーンショット型研究 開発事業 (ムーンショ ット目標1) 「2050年 までに、人が身体、 脳、空間、時間の制約 から解放された社会を 実現」 (2022年度～2025年度)	【2022年度追加公募】ム ーンショット型研究開発事業 (ムーンショット目標1) 「2050年までに、人が身 体、脳、空間、時間の制約か ら解放された社会を実現」 見本 (テスト 研究者イチサン)		1,000,000,000 円 (1,000,000,00 0 円)	1	入力は不要。 (総額 1,000,000,000 円)

(2)受入予定の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
------------------------	---	----	-----------------------------	--------------	---

(3)e-Rad外の研究費

契約の 種類	相手機関 (相手機関の(国名) 制度名 (研究期間))	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持 契約締結 有無
-----------	-----------------------------------	-------	-----	--------------	--------------------

※この画面では編集不可。

エフ「研究インテグリティに係る情報」を登録していない場合は、
一時保存して、研究者情報の編集をした後に提出を完了させてください。

(注) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

相手機関の所在地

契約状況

寄付金等や資金以外の施設、設備等の支援を含む、自身が関与するすべての研究活動に係る透明性確保の為に必要な
情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☒ 報告している

これまで受けた研究費とその成果

項目	内容	削除
----	----	----

戻る

以前の課題をコピー

一時保存

応募内容提案書のプレビュー

この内容で提出

・「提出」

全ての情報の入力後、右下の「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

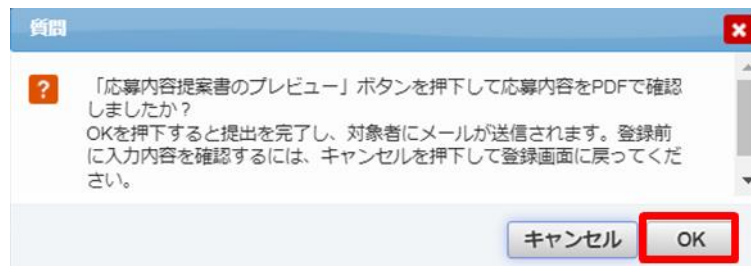
次の確認画面が表示され、「OK」をクリックすると応募が完了します。

※必ず「応募内用提案書のプレビュー」機能を使って内容を確認してください。

※e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示される

84

とともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。



応募の提出完了

 応募申請を受け付けました。「応募/採択課題一覧へ」をクリックしてください。

【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」と表示されます。これで JST へ提出されたことになります。なお、本事業では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。確認方法は、「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(2) e-Rad での応募申請を参照してください。

第 6 章 Q&A

【申請関連】

Q1 同一の研究代表者が、起業実証支援と本事業の両方に課題を申請することは可能か。

A1 申請段階での制限はありませんが、複数の事業に申請した場合は採択が決定した段階で本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか選択していただきます。
「2.11 重複実施の制限について」を必ずご確認ください。

Q2 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A2 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q3 企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A3 企業、一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請はできません。本制度は主に大学発ベンチャー創出を目的としているため、支援対象を国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人含む）、地方独立行政法人等としており、企業や財団法人等は含まれません。

Q4 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A4 JST は大学等と委託研究契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者、事業化プロデューサーとしての参加は可能です。

Q5 すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

A5 すでに起業したベンチャー企業等への技術移転が目的であれば、本制度の趣旨と異なるので、申請できません。ただし、既に立ち上げたベンチャーにて事業化に向けた研究開発を行うことができない合理的な理由ある場合は、申請可能です。申請書にその理由、根拠を明確に提示してください。

Q6 昨年度以前のビジネスモデル検証支援（旧 SCORE チーム推進型）に申請した結果、不採択となったが、今回本事業に申請することは可能か。

A6 申請可能です。ただし、申請にあたっては、前回申請時からの環境変化や新たに得られた知見等を加味するよう努めてください。

Q7 複数機関による共同申請は可能か。

A7 研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請様式 1 の「9. 活動の推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JST が直接、委託契約を行いますので、委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。但し、複数の研究機関が参画する場合は、申請時に知財やその他の事項について整理し、大学等発ベンチャーの障害とならないことを示す必要があります。

Q8 研究開発参加者に企業や公益財団法人等に所属している者を含めることは可能か。

A8 本制度は、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規ベンチャーでの事業化を目指しています。大学発ベンチャーが事業を進める上で、本事業推進中の段階から企業や公益財団法人等との連携が必要であり、かつその連携が大学発ベンチャー成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。

Q9 特許等を保有していなくても申請は可能か。

A9 事業成立のために特許等を保有していることが多いですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q10 権利化前の技術シーズで応募できるか。

A10 権利化前の技術であっても、審査により、支援の必要性が認められる場合には、支援の対象となります。ただし、顧客候補へのヒアリング活動等の際に、新規性の喪失等がないよう細心ご注意ください。

Q11 本事業のチームの活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（特許）を用いて申請が可能か。

A11 可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。具体的には、他者との共願

特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。

Q12 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A12 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指す制度であり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとして申請することはできません。

Q13 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A13 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

Q14 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A14 直接、JST にお越しいただくことはご遠慮ください。ご質問等については電子メールによりお願いします。本公募要領を熟読いただき、ご質問がある場合には締切に余裕をもって、お早めにメールによりお問い合わせください。また公募説明会を開催しますので、是非ご出席を検討してください。

Q15 申請書を直接持参し提出することは可能か。

A15 申請書は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、申請書の受理後、審査状況により JST が申請者に追加的に必要な書類をお願いする場合がありますので、その際には郵送や宅配便（着払い不可）での提出を依頼する場合があります。

Q16 申請書の受領書はもらえるのか。

A16 申請書の受領書はありません。e-Rad にて申請していただきますが、応募のステータスを確認して、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば JST に申請書を提出できています。確認方法は、「5.2 e-Rad を利用した応募方法」（2）e-Rad での応募申請を参照してください。

Q17 事業化プロデューサーの対象範囲はどこまでか。

A17 研究代表者の技術を基にした起業のための活動展開において、ビジネスモデル仮説の立案および検証活動を中心的に行う者。学内外を問わず、研究代表者と協働して活動を行える者が、事業化プロデューサーとなります。ビジネスモデル仮説の立案および検証の活動に主体的に意欲を持って取り組み、本事業の各種プログラムに熱意を持って、十分にエフォートを確保して参加頂けることが対象者の条件となります。また、二人以上の事業化プロデューサーが参加しても差し支えありません。

Q18 既存企業に勤める協力者を事業化プロデューサーとした場合、氏名や所属等は公表されるのか。

A18 採択時には研究代表者の氏名や所属等を JST が公表しますが、事業化プロデューサーの氏名や所属等の公表は予定しておりません。ただし、集合研修等に事業化プロデューサーにも出席していただきますので、参加者同士で公知となることは避けられないもののご理解ください。

Q19 申請様式 1「12. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A19 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

【活動等について】

Q20 集合研修等に参加できない場合はどうなるのか。

A20 集合研修等には研究代表者と事業化プロデューサーのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合は事前に JST の許可を得て、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。その場合、参加者は欠席した方に対してのフォローを行ってください。

Q21 Demo Day の日程は決まっているのか。

A21 Demo Day の日程は令和 6 年 2 月 3 日（土）を予定しております。研究代表者と事業化プロデューサーのチームでの参加を原則と致しますが、やむを得ない事情がある場合で事前に JST が許可する場合は、どちらか一方のみの参加での対応も可能とします。

Q22 本事業期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A22 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q23 大学等がメンターから不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

A23 メンターとの活動等において、著しく大学等の権利が侵害される恐れがある、もしくは侵害されている等の事態が生じた場合は、各大学等から、直接 JST 事業担当までお問い合わせください。

Q24 メンタリングはどのように行うのか

A24 顧客評価の結果相談、ピボットの相談等について、月に 2 回程度の一定の頻度で対面、もしくは Zoom などのウェブ会議システム等もご活用いただき実施します。

Q25 研究開発期間中に起業することは可能か。

A25 研究開発期間中に起業される場合には事前に連絡をお願いします。本事業は起業前段階の支援が前提ですが、大学との知財交渉等を理由に研究開発期間中の起業を認める場合があります。ただし、その場合は研究開発期間中に企業活動を実施しないことが条件となります。

【経費全般】

Q26 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A26 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q27 間接経費は措置されるか。

A27 直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q28 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A28 間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）」に則り、執行すること

が求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q29 特許経費は支出できるか。

A29 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

Q30 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A30 本事業の活動に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究開発機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q31 本事業として出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A31 進捗の評価や研修出席等、本事業の活動と直接関係があるものへの旅費は支出できます。

以上

ビジネスモデル検証支援 申請書様式

記入要領、記入例は削除して提出ください

(申請様式 1)

A4・12 枚を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。

ビジネスモデル検証支援 申請書

年 月 日提出

1. 課題名

(記入例) ○○○技術の事業化検証

2. 本事業での活動概要

本事業での活動内容全体が分かるように150文字以内で簡潔に記述してください。
図、表の使用は不可です。課題が採択された場合、本内容を公開することがありますので、留意してください。e-Rad 上の研究概要に転記いただきます。

3. 研究代表者の連絡先情報

<研究代表者>

氏名： フリガナ：
所属機関：
部署 : 役職：

<事業化プロデューサー>

氏名： フリガナ：
所属機関：
部署 : 役職：

4. 技術分野

研究開発分野	チェック欄
ライフサイエンス	
環境・エネルギー	
情報通信	
ナノテクノロジー・材料	
農林水産	
その他	

※左の表で該当する分野のチェック欄に、「レ」を記入
ください(複数選択可)。

※「その他」の場合は内容を自由に記載ください。

「その他」の研究開発分野の内容：

5. 技術シーズの内容

(1) 発明(周辺特許を含む)

※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載ください。

※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、
単願 or 共願を記載ください。

記載例: aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、〇〇〇〇、xyz 大学、
22xx 年 y 月 z 日出願、単願

※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載ください。

※特許を保有していない場合は、今後の知的財産権戦略を記載してください。

※この項目は、上記以外記載しないでください。

(2) 内容・特徴

※背景、現状の問題点、競合技術に対する独創性・新規性・優位性、これまで得られた研究成果を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

※特許化によらないノウハウやソフトウェア等に関する技術の場合は、その詳細について記載ください。

(3) 当該技術シーズに関する企業とのアライアンスやライセンス契約等の状況

※当該技術シーズについて、既に企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載ください。

※将来、当該技術シーズによるベンチャーを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無いか、などについて記載ください。

(4) 当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度

※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などについて記載ください。

(5) 研究開発の業績

※提案の技術シーズに関係する研究論文や著書があれば記載ください。

※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名(書籍名)、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載ください。

※論文等の業績が多い場合、本提案に関係する業績に絞り込んでください。

(本様式のページ制限(A4・12 枚までを目安)を遵守ください)

6. ビジネスモデル仮説の概要

※現時点で想定しているビジネスモデルの概要について記載してください
(図表等を用いても可)

※顧客のどのような「課題」を解決するのか。

※「何を」事業として提供することによって解決するのか

※プロダクトやサービスを「誰に」対して提供し、どのように料金をもらうのか

※そのプロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供し、どうやって事業を拡大していくのか

7. 事業化に向けた検証活動の概要

(1) 顧客候補

※現時点での顧客候補について記載ください。
※既にコンタクト可能な顧客候補ヒアリング対象があれば記載ください。
※コンタクトするためのネットワークを持っていない顧客候補については、
どのような手段でのコンタクトを考えているのか、記載ください。

(2) 検証活動等で明らかにしたいビジネス面の仮説

(2-1) 明らかにしたい仮説 1

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・活動時期: ○月
- ・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○○
(これまで取得した技術検証結果等)
- ・活動の内容: ○○○○(顧客候補へのヒアリング等)

※可能な限り、「仮説の内容」と「仮説検証に必要なエビデンス」を紐付けして記載ください。

※適宜項目を追加・修正して構いません。

※ビジネス面の仮説検証として、今回の活動期間中に何を明らかにする必要があるかを、具体的に記載してください。

< 仮説の視点例 >

- ・顧客が望む製品の特長や、必要となる機能・仕様・サービス価値
- ・対象顧客のもつ課題や、課題に対する現時点の対応方法
- ・コストと販売価格
- ・競合製品・サービス
- ・市場の規模や成長性
- ・製品が採用されるプロセス
- ・具体的な流通経路(バリューチェーン) 等

(2-2) 明らかにしたい仮説 2

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・活動時期: ○月
- ・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○○
(これまで取得した技術検証結果等)
- ・活動の内容: ○○○○(顧客候補へのヒアリング等)

(2-3) 明らかにしたい仮説 3

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・ヒアリング時期: ○月
- ・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○○
(これまで取得した技術検証結果、市場調査結果、今後取得すべき実験データ、試作品の機能等)
- ・活動の内容: ○○○○(市場調査等)

(3) 検証活動で明らかにしたい研究開発面の仮説

(3-1) 明らかにしたい仮説 1

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・活動時期: ○月
- ・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○○
(顧客候補へのヒアリング結果、ビジネス検証結果、これまで取得した技術検証結果等)
- ・活動の内容: ○○○○

※可能な限り、「仮説の内容」と「仮説検証に必要なエビデンス」を紐付けして記載ください。

※適宜項目を追加・修正して構いません。

(3-2) 明らかにしたい仮説 2

- ・仮説の内容: ○○○○○
- ・活動時期: ○月
- ・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○○
(顧客候補へのヒアリング結果、ビジネス検証結果、これまで取得した技術検証結果等)

・活動の内容: ○○○

(3-3)明らかにしたい仮説 3

・仮説の内容: ○○○○○

・活動時期: ○月

・仮説検証に必要となるエビデンス: ○○○

(顧客候補へのヒアリング結果、ビジネス検証結果、これまで取得した技術検証結果等)

・活動の内容: ○○○

(4)活動スケジュール

(記入例)

項目	2023 年					2024 年		
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ビジネスモデル 検証支援 研修イベント		集合研修(9 月から 12 月まで全 6 回)					Demo Day	
活動内容	顧客ヒアリング (仮説検証 1)	ヒアリング (仮説検証 2)	市場調査 (仮説検証 3)	DemoDay 準備				
	市場調査		研究開発(最小限の試作品準備 これまでの実験データ整備)					

※(2)(3)で記載した明らかにしたい仮説を検証するための活動スケジュールを記載してください。
※適宜項目を追加・修正してください。

8. ベンチャー起業に係るモチベーション、経験について

(1) 本技術シーズの社会実装の方法として、ベンチャーを選択した背景、理由

※企業との共同研究やライセンスによる社会実装ではなく、ベンチャー起業により展開を目指す経緯について、これまでの取り組みや手応え等の背景、理由があれば具体的に記載ください。

(2) 申請者の大学発等ベンチャー起業に対する熱意やコミットメント等について

※大学発ベンチャー設立にける熱意や決意等について、具体的に記載ください。

(3) ベンチャー企業への参画経験

※ベンチャー企業へ参画した経験があれば、参画したベンチャー企業の事業内容、ご自身の役割等を記載ください。
(過去に関与していた場合も含めて明記ください)。

9. 活動の推進体制

(1) 研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○夫	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

(2) 事業化プロデューサー

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○田○郎	○○	○○	○○	ビジネスモデル検証、顧客ヒアリング	20

(3) 主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○夫	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※ 研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、
 ・研究機関(B)における責任者を記載ください。再委託の実施は認めておりませんので、
主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関とJSTが直接、委託契約を行います。
・以下の通り、申請様式2 予算計画も追加作成してください。
 ✓ 研究代表者所属機関の予算計画
 ✓ 主たる共同研究開発者の所属機関の予算計画(複数の場合は全て必要)
作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるよう明記すること。

※エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。申請の際は「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載してください。この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

(4) 研究開発参加者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割: 分担内容	エフォート(%)
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士2年	フィールドテスト補助(リサーチアシスタント)	20
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士1年	事業化プロデューサー業務の補助	20

チームワークに関するアピールポイント:

※研究代表者、事業化プロデューサー、それぞれが果たす役割、チームワークについて、アピールポイントがあれば記載ください。

10. 研究代表者、事業化プロデューサー、主たる共同研究開発者の専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴

※研究代表者、事業化プロデューサー、主たる共同研究開発者について、専門分野や研究開発経歴などがわかる略歴を各人につきA4・1枚以内で記載してください。ただし、本課題に関係するキャリア等に絞ってください。

11. 利益相反マネジメントに関する検討

※研究代表者、事業化プロデューサー等が類似事業のベンチャー企業の経営に関与している場合や、研究開発参加者が類似の既存事業に関与している場合などの状況を記載ください（過去に関与していた場合も含めて明記ください）。

例)

- ・研究代表者が大学発ベンチャーA社の取締役を兼業している
- ・事業化プロデューサーが、ベンチャーB社の取締役である

※上記状況について、利益相反の関係が想定される場合は、当該関係を具体的に記載し、実施する利益相反マネジメントを説明ください。

12. 他制度での助成等の有無(民間財団・海外機関を含む)

・研究代表者及び主たる共同研究開発者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む※)について、研究開発課題ごとに、研究開発課題名、研究費の額、研究期間、役割(代表/分担)、本人受給研究費の額、エフォート、実施・申請に当たったの所属機関と役職、提案課題との相違点・関連性を記入してください。(公募要領「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」、および Q&A の 13 番参照)

※「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることと定められました。これを踏まえ、「他制度での助成等の有無」の様式に海外からの研究資金についても記入することが求められます。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

・ビジネスモデル検証支援の申請内容と関連のないものも記載してください。

・間接経費を含めた額を記載してください。

・事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、研究の中止又は減額配分とすることがあります。

(1)研究代表者: ○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究費の額	研究期間	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体) (2) " (2024 年度 予定) (3) " (2023 年度 予定) (4) " (2022 年度 実績)	2023 年度 エフォート(%)
-								0-活動の
1	※							
2	※							
3	※							

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

・ビジネスモデル検証支援申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費(期間全体)が多い順に記入してください。

・ビジネスモデル検証支援申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。

・必要に応じて行を増減してください。

【注意事項】

(1)「受給状況」

以下のいずれかを記入してください。

・受給: 現在受給中または受給が決定している課題。

・申請: 申請中または申請予定の課題。

ビジネスモデル検証支援申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。

(2)「役割」

以下のいずれかを記入してください。

・代表: その研究課題において、代表者として研究費を受給

・分担: その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給

(3)「本人受給研究費」

以下に従って、研究費(年度別・総額)を千円単位で記入してください。

(ア) 代表者として研究費を受給した研究課題

「代表を務める研究チーム(共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人)」

が受給した研究費

(イ) 代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題

「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ(分担グループが分担者のみの場合は分担者本人)が受給した研究費

(4)「エフォート」

申請中・申請予定の課題(受給状況に「申請」と記入したもの)については、エフォートは記入しないでください。

また、ビジネスモデル検証支援申請課題のエフォートと、その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が 100%を超えないようご注意ください。(e-Rad 上で採択の処理ができない場合があります。)

(5)「重複実施の制限」

本事業では他事業との重複実施の制限を設けています。公募要領「2.11 重複実施の制限について」を必ずご確認ください。

(2)主たる共同研究開発者: ○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発 課題名 (代表者氏名)	研究費 の額	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体) (2) " (2024 年度 予定) (3) " (2023 年度 予定) (4) " (2022 年度 実績)	2023 年度 エフォート(%)
-	ビジネスモデル検証支援	申請	課題名 (○○○)		2023.8 — 2024.3	代表	(3) 千円	9. 活動の 推進体制 と同値を 記入
1	科学研究費 補助金 基礎研究 (S)	受給	○○の創成 (○○○)		2021.4 — 2025.3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
	※実施・申請に当たっての所属機関と役職							
	※ ビジネスモデル検証支援申請との切り分け(簡潔に記載)							
2								
	※実施・申請に当たっての所属機関と役職							
	※ ビジネスモデル検証支援申請との切り分け(簡潔に記載)							

申請様式2

ビジネスモデル検証支援 予算計画

(単位:千円)

予算費目		提案予算額	使途
直接経費	①物品費	600	顧客候補ヒアリング向け試作品部材
		300	開発用資材(無塵服・手袋等)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
		400	開発用部材(試薬、試料)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
	②人件費・謝金	600	事業化プロデューサー人件費(※大学等で雇用することができる場合のみ)
		150	xx専門家相談謝金●円×●回
	③旅費	400	北海道⇄東京、2名、1回、集合研修①への参加
		300	北海道⇄福岡、2名、2回、顧客候補打合せ
		200	北海道⇄東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
		300	北海道⇄東京、2回、2名、展示会出席による情報収集
		50	近郊、2千円×25回、2名、事業戦略等打合せ
	④その他	500	(外注費) XX計測技術の知財調査・○○株式会社
		450	(外注費) XXの競合技術調査・△△株式会社
		500	(外注費) XX駆動部の図面作成・△△株式会社
		250	顧客候補評価用試作品、輸送費
⑤小計 (①+②+③+④)		5,000	
⑥間接経費(⑤の30%)		1,500	
総計(⑤+⑥)		6,500	

※旅費の算定基準

各研究機関の旅費規程に準拠します。

外注費については「公募要領 3.3.1 研究開発費(直接経費)」に記載の通り、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。

また外注費を計上する際は使途欄に『(外注費)』と記載してください。

※記入要領の吹き出し、記入例は削除して提出ください

※「使途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が顧客ヒアリング、ビジネスモデルブラッシュアップ等の事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載ください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、ビジネスモデル検証支援活動実施予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めません。

※再委託は認めておりません。共同研究開発機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。

- ・研究代表者所属機関の本様式

- ・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式(複数の場合は全て必要)

作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるよう明記すること。

※事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。

申請書補足説明資料

課題名： 申請書に記載の課題名を転記してください。

【本コメントは提出時に削除してください】

1. 「申請様式1：申請書」を補足する内容を記載ください。
2. スライド枚数は8枚以内（表紙含む）としてください。

研究代表者： ○○大学大学院○○研究科 役職 ○○ △△

事業化プロデューサー： 所属機関 役職 ○○ △△

1. 技術シーズ概要

【本コメント欄は削除してください】

- どのような技術シーズなのか
(内容・特徴、競合技術に対する独創性・新規性等)
- 知財の状況
(技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか。)

2. 課題、課題解決のためのプロダクト/サービス

【本コメント欄は削除してください】

- 解決しようとしている課題：
顧客のどのような課題を解決するのか？
図表等を用いてわかりやすく記載してください
- 「何を」事業として提供することによって解決するのか
- そのプロダクトやサービスを「誰に」対して提供し、どのように料金をもらうのか
また、プロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供し、どうやって事業を拡大していくのか

3. 「チーム構成」と「ビジョン」

【本コメント欄は削除してください】

■ビジネスモデル検証支援でのチーム構成を、分かりやすくご記載ください。

＜記載事項のポイント＞

- ・ 所属研究機関内のみならず、顧客候補等の協力先も可能な限り記載ください。
- ・ 当該技術シーズに関して、企業とのアライアンス・共同研究・ライセンス契約等がありましたら、それらの状況もご記載ください。

■ビジョン：

- ・自分（たち）の技術シーズにより、どんな世界を作りたいのか。
- ・自分（たち）は世界をどうしたいのか。

書き方の例：

「〇〇の技術で、◎◎を実現する。」

抽象的でなく、具体的な言葉で記入してください。

大学発新産業創出プログラム（START）
令和5年度 プロジェクト推進型
ビジネスモデル検証支援
公募

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-score@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号 : 03-5214-7054（受付時間 : 10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く